

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年2月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事

### (2) 工事概要

鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事

### (3) 工期

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

### (4) 工事場所

- |              |   |
|--------------|---|
| ア 東山営業所管内A工区 | 東山営業所管内全域                               |
| イ 山科営業所管内A工区 | 国道1号線以北の山科営業所管内                         |
| ウ 山科営業所管内B工区 | 国道1号線以南，外環状線以東の山科営業所管内                  |
| エ 山科営業所管内C工区 | 国道1号線以南，外環状線以西の山科営業所管内                  |
| オ 北営業所管内A工区  | 紫明通以北，堀川通以東，御薊橋以北は鴨川以東<br>の北営業所管内       |
| カ 北営業所管内B工区  | 紫明通以南，堀川通以西は北大路通以南千本通以<br>東の北営業所管内      |
| キ 北営業所管内C工区  | 千本通以西，北大路通以北は堀川通以西御薊橋以<br>北は鴨川以西の北営業所管内 |

- ク 丸太町営業所管内A工区 丸太町通以北の丸太町営業所管内
- ケ 丸太町営業所管内B工区 丸太町通以南の丸太町営業所管内
- コ 右京営業所管内A工区 J R山陰線以北，天神川以東は四条通以北の右京営業所管内
- サ 右京営業所管内B工区 四条通以南，天神川以西はJ R山陰線以南から三条通以北，太秦上桂線以東の右京営業所管内
- シ 右京営業所管内C工区 太秦上桂線以西，三条通以南の右京営業所管内
- ス 西京営業所管内A工区 国道9号線以北の西京営業所管内
- セ 西京営業所管内B工区 国道9号線以南の西京営業所管内
- ソ 左京営業所管内A工区 高野川以西，白川疏水通以北の左京営業所管内
- タ 左京営業所管内B工区 高野川以東，今出川通以北の左京営業所管内
- チ 左京営業所管内C工区 今出川通以南，高野川以西は白川疏水通以南の左京営業所管内
- ツ 九条営業所管内A工区 下京区の堀川通以東，南区の油小路通以東，九条通以北の九条営業所管内
- テ 九条営業所管内B工区 下京区の堀川通以西，南区の油小路通以西，九条通以北の九条営業所管内
- ト 九条営業所管内C工区 九条通以南の九条営業所管内
- ナ 伏見営業所管内A工区 大岩街道以北，京阪本線以西は津知橋通以北，油小路通以東の伏見営業所管内
- ニ 伏見営業所管内B工区 大岩街道以南，京阪本線以東，津知橋通以南は国道24号線以東，宇治川以北の伏見営業所管内
- ヌ 伏見営業所管内C工区 津知橋通以北は油小路通以西，津知橋通以南から大手筋通以北は国道24号線以西，大手筋通以南は国道1号線以西の伏見営業

所管内

ネ 伏見営業所管内D工区 大手筋通以南，国道1号線以東から国道24号線以西，観月橋以南は宇治川以南の伏見営業所管内

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は，次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 京都市上下水道局の平成21年度の競争入札有資格者名簿に「管工事」の種目で登録されていて，かつ，当局の「補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者」に登録があること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成21年4月1日現在において，当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます。）における「管」の種目の総合評定値が700点以上あること。
- (6) 建設業法の定めるところにより，本件工事の施工に必要な主任技術者（給水装置工事主任技術者の資格習得後1年以上の実務経験を有する者に限ります。）を総括責任者として上記1(4)アからネまでの入札参加希望管内工区ごとに専任で配置できること。

なお，配置予定の技術者は，常勤の自社社員であり，かつ，入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし，実際に配置する技術者の

変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

さらに、入札参加希望管内工区ごとに、選任された給水装置工事主任技術者を2名配置（併任可）できること（当局の承諾を得て、1名は同管内工区の総括責任者が兼ねることができるものとします。）。

(7) 分岐穿孔工事及び配管工事を適正に施工することができる技能者を配置できること。

#### (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

##### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

#### (1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成21年2月27日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

#### (3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできます。

### 4 競争入札の参加資格の確認手続等

#### (1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(5)及び2(6)に掲げる条件に関する書類

## (2) 申請書類の提出方法

### ア 提出期間

この公告の日から平成21年2月27日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）とします。

### イ 提出場所

上記3(1)の場所

## (3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等の複写について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成21年3月6日（金）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることにします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の設計書及び図面等については、平成21年3月13日（金）までに別途指示する場所において有償で配布しますので、入札参加資格通知書兼競争入札通知書を持参してください。この参加資格の確認の通知日から平成21年3月13日（金）までの期間に設計書及び図面等の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

## (4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）

に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成21年3月10日（火）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成21年3月12日（木）

までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成21年3月16日(月)、18日(水)及び23日(月)

(2) 実施場所

京都市上下水道局別棟会議室

6 入札方法

(1) 入札は、上記1(4)に掲げるアからネまでの管内工区ごとに実施します。

(2) 入札書については、基準単価総括表の口径及び工種ごとに見積もった契約希望単価の105分の100に相当する金額にそれぞれの予定数量を乗じたものの合計金額(以下「総価」といいます。)を記載してください。

(3) 入札書と併せて、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印した基準単価総括表及び入札金額内訳書も同時に提出してください。

(4) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。

- (5) 入札者は、(4)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とします。
- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。
- (8) 本件入札において、応札者が一者であるときは、京都市上下水道局契約規程第10条第1項の規定に基づき本件入札を取り消します。

## 7 落札者の決定方法

総価の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者の掲示した各基準単価の制限の範囲内において有効な価格を決定単価とします。

## 8 契約方法

単価契約（契約の締結は、総価を予定数量で割り戻した口径及び工種ごとの単価に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって単価ごとに契約を行います。）

## 9 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

## 10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けものではありません。



- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)